

「佐渡金銀山」保存・活用行動計画
令和元年度事業 点検・評価調書

3-6

3-6	章	第3章 佐渡金銀山の保存管理	取組項目	景観条例に基づく景観保全
	節			
	事業(施策)名	6 景観条例の周知化	事業主体	佐渡市建設課
	事業実施期間	H28～R4	関連団体	県都市政策課、佐渡地域振興局地域整備部、佐渡市世界遺産推進課
事業概要		<p>【事業目的】 ○佐渡市景観条例に基づき、世界遺産を中心に市内全域の景観保全を図る。</p> <p>【事業内容】 ○市民や事業者に対する景観条例の周知及び事前協議の徹底を図る。</p>		
R元 事業計画と実績		<p>【元年度計画】 ●市報(4月)で、市報景観条例の周知を図るとともに、4月より年度末までケーブルテレビで届出制度について周知する。</p> <p>【元年度実績】 ●4月の市広報誌及びケーブルテレビで市条例による届出制度について周知を行った。</p>		
課題・今後の取組		<p>【課題】 ■市広報紙を利用して市民や事業者へ景観条例の周知に努めているが、継続的に普及活動が必要である。</p> <p>【今後の取組】 ■広報紙及びケーブルテレビで条例の周知(届出手続)を今後も継続的に実施する。</p>		
事業評価		<p>【事業の達成度】 [a · b · c] ◇予定通りに周知を行ったことで、一定の成果が得られた。</p> <p>【事業実施の効果】 [a · b · c]</p> <p>【総合評価】 [A · B · C]</p>		

a:進んでいる。 高い。
b:概ね順調。 概ね適切。
c:遅れている。 低い。

A:計画を上回る進捗で、十分な成果が得られている。
B:概ね計画どおり進んでおり、一定の成果が得られている。
C:計画から遅れが見られ、十分な成果が得られていない。